

中期計画

- 中期目標の達成に向けて法人が策定する計画
- 評価委員会への意見聴取、議会の議決を経て知事が認可

中期計画に掲げる事項（法第26条第2項）

- 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 3 予算、収支計画及び資金計画
- 4 短期借入金の限度額
- 5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 7 剰余金の使途
- 8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画骨子について

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供
 - (1) 行政的医療の安定的かつ継続的な提供
 - ア 法令等に基づき、対応が求められる医療
 - イ 社会的要請から、特に対策を講じなければならない医療
 - ウ 新たな医療課題に対して、先導的に取り組む必要がある医療
 - (2) 各医療の提供
 - ア がん医療
 - イ 精神疾患医療
 - ウ 救急医療
 - エ 災害医療
 - オ 島しょ医療
 - カ 周産期医療
 - キ 小児医療
 - ク 感染症医療
 - ケ 難病医療
 - コ 障害者医療
 - サ 総合診療の提供
 - シ その他行政的医療、高度・専門医療等の提供
- 2 災害や公衆衛生上の緊急事態への対応
 - (1) 災害医療における緊急事態への対応
 - (2) 感染症医療における緊急事態への対応
- 3 地域医療の充実への貢献
 - (1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組
 - (2) 健康増進・疾病予防に向けた普及啓発
- 4 安全で安心できる質の高い医療の提供
 - (1) 患者中心の医療の推進
 - (2) 安全で質の高い医療の提供
- 5 臨床研究・治験の推進

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 効率的・効果的な法人運営体制の構築
- 2 人材の確保・育成
- 3 効率的・効果的な業務運営

第3 財務内容の改善に関する事項を達成するためとるべき措置

- 1 財務内容の改善
 - (1) 収入の確保
 - (2) 費用の節減

第4 予算、収支計画及び資金計画

第5 短期借入金の限度額

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第8 剰余金の使途

第9 料金に関する事項

第10 その他業務運営に関する重要事項

- 1 病院運営におけるDXの推進
- 2 施設・設備の整備
- 3 適正な業務運営の確立
 - (1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底
 - (2) コンプライアンスの推進

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画骨子について

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

(1) 行政的医療の安定的かつ継続的な提供

ア 法令等に基づき、対応が求められる医療	<ul style="list-style-type: none"> 法令上又は歴史的経過から、行政の積極的な関与が期待され、都が主体となって担うべき医療を法人が提供
イ 社会的要請から、特に対策を講じなければならない医療	<ul style="list-style-type: none"> 都民ニーズ、患者ニーズに比較して、一般医療機関等のサービス提供が質的・量的に不足する医療分野について、都の医療政策を推進する上で担うべき医療を提供
ウ 新たな医療課題に対して、先導的に取り組む必要がある医療	<ul style="list-style-type: none"> 時代に応じた新たな医療課題に対して、一般医療機関の医療提供体制が確立するまでの間対応する医療を提供

(2) 各医療の提供

ア がん医療	<ul style="list-style-type: none"> 難治性がんや希少がん等に対して高度で専門的な医療を提供 合併症を伴うがん患者に高度で専門的な医療を提供
イ 精神疾患医療	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急、精神科身体合併症などを提供 認知症患者に専門的な医療等を提供
ウ 救急医療	<ul style="list-style-type: none"> 東京ERの運営など総合的な救急医療を提供 脳血管疾患等の様々な救急患者の積極的な受入を推進
エ 災害医療	<ul style="list-style-type: none"> 都の方針を踏まえ求められる役割に応じた災害医療を提供 合同訓練等を通じて連携を強化しながら地域の災害対応力を向上

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画骨子について

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

オ 島しょ医療	<ul style="list-style-type: none"> 24時間365日、島しょ地域の救急患者を受け入れる体制を整備 ICTの活用等による診療支援を実施
カ 周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク妊産婦や新生児に高度で専門的な医療を提供 相談支援の充実やNICU等入院児の円滑な在宅移行等への支援を推進
キ 小児医療	<ul style="list-style-type: none"> 小児がんや希少疾患等に対し専門性の高い医療を提供 こころとからだを総合した児童・思春期精神科医療を提供
ク 感染症医療	<ul style="list-style-type: none"> 感染症指定医療機関の役割に応じた感染症医療を提供 感染管理に関する指導等による地域の感染症対応力強化に貢献
ケ 難病医療	<ul style="list-style-type: none"> 脳・神経系難病等に対し高度で専門的な医療を提供 地域の医療機関等のニーズに応じた在宅療養に関する技術支援を推進
コ 障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の合併症医療や障害者歯科医療等を提供 地域の医療機関等への技術支援や急変時の受入れを強化
サ 総合診療の提供	<ul style="list-style-type: none"> 様々な疾患に対して適切な初期診療と継続的な診療を提供できる総合診療医を確保・育成 専門的な診療科や多職種と連携した包括的かつ全人的な医療を提供
シ その他の行政的医療等の提供	<ul style="list-style-type: none"> 難治性のアレルギー疾患医療等を提供 新たな医療課題や地域の医療課題に積極的に対応

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画骨子について

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応

(1)災害医療における緊急事態への対応	<ul style="list-style-type: none">• 都の方針の下、重症者等を積極的に受入れ• 診療体制の見直しなどによる効率的・効果的な患者受入体制を整備• 都外における大規模災害発生時にも、東京DMATや東京DPATを派遣
(2)感染症医療における緊急事態への対応	<ul style="list-style-type: none">• 都の方針の下、感染症患者を積極的に受入れ• 新型コロナウイルス等の感染症への取組を検証し求められる取組を検討• 地域の施設等に感染管理に関する指導・助言を実施

3 地域医療の充実への貢献

(1)地域包括ケアシステム構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">• 患者・地域サポートセンターの機能を充実• 診療情報の共有を推進し地域の医療機関等を支援• 相談支援等の充実により在宅療養等への移行を推進• 地域の医療機関等に対する技術協力等により地域医療を支える人材の育成を支援
(2)健康増進・疾病予防に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none">• 疾患や治療等に関する情報を積極的に発信

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画骨子について

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進	<ul style="list-style-type: none">仕事を休まずに治療や検査を受けられる機会を拡大するなど治療と生活の両立を支援高齢者、障害者など誰もが安心して医療を受けられる環境を整備SNSの活用等により医療等に関する情報を積極的に発信
(2) 安全で質の高い医療の提供	<ul style="list-style-type: none">医療安全管理体制の確保による実効性の高い予防策・再発防止策の構築感染経路等に応じた予防策など院内感染対策を推進ニーズに応じて各医療機関における院内感染対策の向上に寄与

5 臨床研究・治験の推進

- 臨床研究等のための体制整備による先進医療等の積極的な推進

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的・効果的な法人運営体制の構築

- 自律性・機動性の高い病院運営を実現する運営体制を構築
- 業務改善やペーパーレス化などによる業務の効率化を推進

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2 人材の確保・育成

- 能力が最大限発揮できる人事・給与制度の構築等により、人材を機動的に確保・育成
- 病院運営を担う病院幹部を計画的に育成
- 患者ニーズに基づく取組の企画力等を有する事務職員を確保・育成

3 効率的・効果的な業務運営

(1)働きやすい勤務環境の整備	<ul style="list-style-type: none">• 意欲を持って業務に取り組むことができる人事・給与制度を構築• ライフ・ワーク・バランスに配慮した環境を整備• 専門性を一層発揮できる生産性が高い職場づくりにより働き方改革を推進
(2)弾力的な予算執行	<ul style="list-style-type: none">• 予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を構築

第3 財務内容の改善に関する事項を達成するためとるべき措置

1 財務内容の改善

(1)収入の確保	<ul style="list-style-type: none">• 診療報酬改定に柔軟・迅速に対応した医療機能強化等により収入を確保
(2)費用の節減	<ul style="list-style-type: none">• 新たな契約手法の導入やスケールメリットを最大限いかした調達により費用を節減

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(中期目標期間全体に係る予算、収支計画及び資金計画を記載)

第5 短期借入金の限度額

(短期借入金の限度額及び想定される短期借入金の発生理由を記載)

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(出資等に係る不要財産の処分計画を記載)

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

(第6の財産以外の重要な財産の譲渡等を行う計画を記載)

第8 剰余金の使途

(決算において剰余金が生じた場合の使途を記載)

第9 料金に関する事項

(使用料等を記載)

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営におけるDXの推進

- AIの活用による医療の質の向上、ICTの活用による地域医療機関等との診療情報の共有、システム化による業務効率化などによりQOSを向上
- DXの推進に向けた計画を策定

2 施設・設備の整備

- 広尾病院、多摩メディカル・キャンパスは整備計画にのっとり着実に整備
- 多摩北部医療センターは改築に向けた検討を推進
- 地域の医療ニーズ等を総合的に勘案した計画的かつ効率的な医療機器等の整備

3 適正な業務運営の確立

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底 | <ul style="list-style-type: none">• 関係法令等に基づく個人情報保護対策を実施• 研修等によりインシデント対応能力を強化 |
| (2) コンプライアンスの推進 | <ul style="list-style-type: none">• 公的医療機関の一員として関係法令を遵守 |